

武蔵野市リサイクル推進事業者顕彰制度（案）

1 制度主旨

資源物の店頭回収や新聞販売店の自主回収を行っている小売店に対し、行政収集を補完し、市民の利便性を向上させる取り組みとして事業を顕彰し、広くリサイクルを推進するものとする。

2 顕彰要件

地域において企業市民としての役割を担いリサイクル活動の推進に寄与することで、顕彰の対象となるのは、次の各号に掲げる要件のうち、1つ以上の活動を実施中もしくは実施を予定している市内の事業者とする。

- (1) 紙パックの回収を行っていること。
- (2) 食品トレイの回収を行っていること。
- (3) ペットボトルの回収を行っていること。
- (4) 空き缶及び空き瓶の回収を行っていること。
- (5) 新聞紙の自主回収を行っていること。

3 手続きの流れ

申請書を提出した店舗にごみ総合対策課職員が確認に出向き、推進店を決定する。

4 支援内容

顕彰配布物

推進店に決定した事業者には証書を交付し、ポスターやステッカーなどの掲示物を配布。

広報支援

- ・ごみカレンダーやごみ便利帳などの市刊行物に推進店一覧表を紹介し、店頭回収物品を公表。
- ・市のホームページで推進店一覧表を紹介。
- ・ごみアプリに掲載。

イニシャルコストの助成

新規設置または設備入れ替え時に当該機器等の設置購入費用の一部を補助する。助成は購入費の2分の1までとし、上限を年間●●万円までとする。

(※事前申請が必要。推進店に決定した後に、回収ボックスの新規設置または修繕等を行った場合が対象。)